

望月綜合法務事務所便り



連絡先：〒612-8411
 京都市伏見区竹田久保町2番地
 TEL：(075) 644-9252
 URL：http://www.office-mochizuki.com

M字カーブ解消？働く30歳代女性が増加中

◆2018年度の「人手不足」関連倒産は過去最多の400件

深刻な人手不足が続いていますが、このほど東京商工リサーチの調査結果が公表され、2018年度（2018年4月～2019年3月）の「人手不足」関連倒産は400件（前年度比28.6%増、前年度311件）に達し、年度ベースでは、2013年度に調査を開始以来、これまで最多だった2015年度（345件）を上回り最多件数を塗り替えたことがわかりました。

◆「人手不足」のうち、「後継者難」によるものが最多の269件

調査結果によると、「人手不足」関連倒産400件の内訳では、代表者や幹部役員の死亡、病気入院、引退などによる「後継者難」型の269件（前年度比7.6%増、前年度250件）が最多で、次いで、人手確保が困難で事業継続に支障が生じた「求人難」型が76件（同162.0%増、同29件）、賃

金等の人件費のコストアップから収益が悪化した「人件費高騰」型が30件（同114.2%増、同14件）、中核社員の独立、転職などで事業継続に支障が生じた「従業員退職」型が25件（同38.8%増、同18件）でした。

◆産業別ではサービス業の105件が最多

また、産業別にみると、最も多かったのがサービス業他の105件（前年度比34.6%増、前年度78件）で、次いで建設業が75件（同4.1%増、同72件）、製造業が62件（同58.9%増、同39件）、卸売業59件（同43.9%増、同41件）、貨物自動車運送などの運輸業34件（同61.9%増、同21件）などとなっています。

◆北海道と四国を除く7地区で増加

さらに地区別では、全国9地区のうち、関東（125→173件）、九州（39→62件）、中部（34→43件）、近畿（33→39件）、東北（24→28件）、中国（18→

19件）、北陸（3→5件）の7地区で前年度を上回り、北海道（21→18件）と四国（14→13件）の2地区では減少となりました。

働き方改革法の施行や外国人労働者の受入れ拡大でこの傾向に歯止めがかかるのか、注視していきたいところです。また、東京商工リサーチでは、年度・月別に企業の倒産事例も公開していますので、関心をお持ちの方は参考にしてください。

【2018年度「人手不足」関連倒産～東京商工リサーチ調査】

http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190405_01.html

【「こうして倒産した・・・」～東京商工リサーチ調査】

<http://www.tsr-net.co.jp/news/process/>

職場でのストレスも高まる春……「職場高血圧」に要注意！

◆「職場高血圧」をご存じですか？

医師の診察時や健康診断



時に測定する血圧は正常でも、家庭等それ以外の場所で測定すると高い数値を認めるものを「仮面高血圧」といいます。何らかのストレスがかかると、普段の血圧は正常でも、血圧が急激に上がって正常値を超えてしまう病態です。この状態が続くと本当の高血圧に移行すると指摘する医師もおり、注意が必要です。「職場高血圧」はこの仮面高血圧の一種であり、職場で、工作中的ストレス等により血圧値が上昇します。

◆本当に怖い「職場高血圧」

工作中的血圧値を測ることは、普段ないでしょう。健康診断等での数値は正常値であるために職場高血圧の状態であることに気がつかずに放置し、発見・対処が遅れてしまう点が職場高血圧の怖いところです。

その間、血圧が高い状態が継続することから、それを原因として心臓・腎臓等の障害が進行してしまったり、脳卒中や心筋梗塞になる危険性が高くなったりしますので、職場高血圧は通常の高血圧以上に用心が必要であると指摘されています。

◆職場で対応できること

職場高血圧は、職場で血圧

を測定してみることで発見できます。また、職場での継続的な血圧測定は、より正確で詳細な血圧情報の把握や、それに基づく治療等にも役立ちます。これらを踏まえ、近時は、従業員が仕事に血圧を測定できるよう、職場に血圧計を設置する会社も増えてきました。

特にこの春、職場で人事異動や業務の見直し等が行われたところでは、ストレスも高くなっていると考えられます。血圧計は比較的安価ですので、メンタルヘルス等の対策と合わせて、「血圧」にも注目して対応を検討してみましょう。

5月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

〔労働基準監督署〕

15日

- 特別農業所得者の承認申請〔税務署〕

31日

- 軽自動車税の納付〔市区町村〕
- 自動車税の納付〔都道府県〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
- 〔公共職業安定所〕
- 確定申告税額の延納届出額の納付〔税務署〕

弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所の調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。